

中国における国家資本主義・賃金制度に かんする諸問題

——往復書簡の抜萃

手 嶋 正 毅

本誌編集委員のもとに於て、ここに抄訳、紹介する資料は、わたくしがかつて中国における学者および中国総工会国際部とのあいだにとりかわした往復書簡の一部である。この往復書簡をそのまま訳出するのは、一般利用者にとつてかならずしも必要なことではないから、わたくしの書き送った手紙の要旨を問の形式にし、わたくしの受取ったその回答の必要部分を答の形式にして、訳出することにした。本誌読者にとつて、この資料が多少とも御参考になれば幸いである。

一 中国における国家資本主義の諸問題

——薛暮橋と私との往復書簡より⁽¹⁾

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題

(手嶋)

中国では、人民民主主義革命(一九四九年)のあと、労農連合独裁、およびプロレタリア独裁の国家権力のもとで形成された、過渡期における国家資本主義の、すぐれて実践的な課題をふまえた理論的研究がすすめられた。この研究はさきに本誌第一六卷第五・六号に寄稿した拙論にのべておいたとおり、W・I・レーニンが創造的に展開したマルクス主義経済学の新しい研究領域に属するものであって、中国革命に先行する歴史的経験としては、一九一七年のロシア革命だけであつた。

当時、ロシアにあつては、レーニンの創造的展開にもかかわらず、歴史的革命的諸条件の特殊性のために国家資本主義の

七二 (七二)

理論は、現実にはかならずしも捻り多き成果をもたらさなかった。あたかもそのあとをうけて、第二次世界大戦後、あらたに成立した一連の人民民主主義国とともに、中国はその歴史的革命的諸条件の特殊性を考慮にいたれた国家資本主義の理論を実践的に適用し、その豊富な経験の成果を理論的に総括し、レーニンの理論をさらに創造的に発展させた。その代表作が薛暮橋・蘇星・林子力等の共著になる『中国国民経済的社会主义改造』(人民出版社、一九六四年最新刊)である。その日本語版は『中国国民経済の社会主义的改造』(北京 外交出版社、一九六〇年刊)として日本でも広く流布されている。

本書は一九五七年に初版が発行されてから、版を重ねるごとに改訂されてきた。本書のあつかっている主要な研究対象は、社会主義セクター(国营経済)の形成・発展と農業・手工業、資本主義的商工業の社会主義的改造の歴史的人為的過程であり、マルクス・レーニン主義政治経済学における社会主義部分、とりわけ資本主義より社会主義にいたる過渡期の諸セクターの法則性を総括的に解明した学習用参考書として出版されたのであるが、その内容からして近来の名著として高く評価されるであらう。

本書の主要な執筆者は、さきの三者である。執筆にあたっては、中国科学院経済研究所、金融研究所、中華全国手工場合作総社のほか、学者としては王学文・許瀚新・姜君辰・王惠徳・林潤青・宋濤等、多くの人々が討議に参加し、それぞれ貴重な意見をよせている。なお、所収統計の作成と吟味については、国家統計局のスタッフが協力している。

さて、本書の編集・執筆の中心となった薛暮橋は、戦前よりわが国の中国経済研究者にとつては顔なじみの学者である。彼は戦前、中国の論壇を賑わせた「中国社会性質論戦」の一方の雄であった。彼は天津の南開大学の教授であった陳翰笙の弟子である。薛氏は江蘇省無錫の生れ、「論戦」当時、雑誌『中国農村』の編集責任者をつとめ、孫治方とともに「中国農村派」を代表した正統マルクシストである。これと論戦した他方の代表は、「中国経済派」とよばれた王漁邨(いまの福建省、厦門大学学長王亜南)である。薛氏は戦時中、広西省の或る師範学校の教師をつとめ、革命後、中国科学院経済研究所等を歴任して現在、国家統計局局長の要職にある。いま文化大革命のさなかで、薛氏もまた批判をうけたとのしらせに接したが、彼は孫治方のごとき眉目秀麗な貴公子風ではなく、

いかにも村夫子然とした、「頭鬢眉鬚皆似雪」(白居易の詩)

の「新豊老翁」のごとき碩学である。おそらく、いまもなお健在で着実に研鑽をかさねていられることであろう。

とは云え、わたくしはまだ薛氏とは一面識もなく、ただ文通の友、いやその一学僕であるにすぎない。では、早速、薛暮橋との問答をはじめるとしよう。

手嶋 レーニンは一九二二年四月に国家資本主義の一形態をつぎのように規定した。

「ソヴェト権力が資本主義の発展を国家資本主義の軌道にむけ、国家資本主義を「植えつける」、もっとも簡単な場合の実例は利権事業である。……それは、ソヴェト権力、すなわち、プロレタリア国家権力が、小所有的な(家父長的な、また小ブルジョア的な)自然発生性と対抗して、国家資本主義とむすぶ契約であり、ブロックであり、同盟である。利権契約者は資本家である。彼は資本主義的に、利潤のために事業をおこなう。彼は普通以上の特別利潤をうるために、あるいは、さもなければ手に入れることが不可能であるか、きわめて困難であるような原料

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題(手嶋)

を得るために、プロレタリア権力との契約に同意する。

ソヴェト権力は、生産力の発展とか、即時のまたは短期間内での生産物の量の増大とかいう形で、利益をうる。

……

利権事業という形の国家資本主義は、ソヴェト体制内部の国家資本主義の他の諸形態にくらべると、おそらくもっとも簡単な、はっきりした、明瞭な、輪郭の正確なものである。」⁽²⁾

レーニンはこの利権形態国家資本主義の実例として、当時、ソ連邦に導入された西欧資本主義の外国企業をあげているが、その内容は外国企業にかぎらず、政府と資本家との利権契約一般として説いているのである。したがって、利権事業すなわち外国利権として限定して考える必要はすこしもない。

ここで注目すべきことは、第一に、生産手段の所有もその管理・運用も、もとのまま資本家にゆだねられており、第二にそのかわり仕入(G—W)、販売(W—G)の両局面がプロレタリア権力によって、私の商品市場からしや断されていることである。

レーニンは一九一七年九月『迫りくる大破綻、これとどう

「たたかうか」では、このことをもつと一般的に、すなわち国家資本主義と「協同組合」的資本主義とをもふくめてこう語っている。

「かりに、わが国に、真に革命的民主主義的な政府が存在しているとしよう。そして、その政府が、各生産部門でたとえば二名以上の労働者をつかっているすべての工場主や工業家は、ただちに郡別および県別の団体に統合しなければならぬ、と決定するとしよう。……「団体化」の目的は、もつとも完全で、厳格で、詳細な報告制を確立することである、主要なことは、原料の購入、製品の販売、人民の資金や労力の節約のために、業務を結合することである。分散している企業を一つのシンジケートに統合することから生じるこの節約は、経済科学がおしえているように、またすべてのシンジケートやカルテルやトラストの実例がしめしているように、巨大なものである。そのさい、もういちどくりかえして云わなければならないが、シンジケートに結合することは、それ自体では、所有関係をすこしも変えるものではなく、ただ一人の所有者からただの一カペイカも取りあげるも

のではない⁽³⁾。」

ここでは、革命的民主主義的独裁が前提として想定されている。それはベトログラード・ソヴェートの執行部にぎる小ブルジョアジーの代表、ケレンスキーたちがブルジョアジーの政府と手をきった場合の「ケレンスキーの民主主義」においても同様である。

さて、ここですこしく閑説しておかなければならないことがある。それは、銀行・重要産業の国有化、国家資本主義、その一変種としての「協同組合」的資本主義形成の要求が、はたして改良的性質のものか、それとも革命的性質のものか、ということである。

ロシアでも、先進資本主義国とおなじく、独占段階において、石炭シンジケート、冶金シンジケート、砂糖シンジケートその他が形成され、とりわけ砂糖シンジケートの国有化は、独占資本主義が国家独占資本主義に成長転化していることをしめしている。これらは資本主義の必然的發展方向をしめすものである。そしてまた、当時のドイツ帝国主義の法律が規定しているとおり、企業の工業家団体への強制的シンジケート化―統合は、私的所有関係にはまったく手をふれず、また

その法律は「統制が反動的に官僚的な形態・方向・精神でおこなわれるか、それとも革命的民主主義的な形態・方向・精神でおこなわれるかをあらかじめ決定するものではまだない」。必要なのは、既存の社会勢力が現存の国家を通じて、このような「統制なしの昔のままのやり方の経営によって確保される超過利潤を失いたがらない、資本家の若干の私的利害と手をきる決意だけである」⁽⁴⁾

したがって、銀行・重要産業の国有化と企業のシンジケート化は、合法的であると同時に、資本主義の発展方向をしめすものでさえある。このような理由からすれば、国有化とシンジケート化との要求は、それ自体としては資本主義の枠内における社会改良の要求である。しかし、これらの社会改良は、独占資本、非独占資本、および小商品生産者の必要がおこったかぎりにおいて実現されるのであって、たとえば、ほう大な固定資本を要し、利潤率の低い鉄道運輸業とか、あるいは採算の悪化した事業、または政府の財政的軍事的必要にもとづく国有化・シンジケート化であって、もしそれ以上にプロレタリアート・民主主義的人民が改良の要求を実現しようとするれば、一現実に銀行資本と産業資本とが融合する金融

資本主義のもとでは、銀行の国有化だけを他と切りはなしては実現しえない―それは当然に金融ブルジョア独裁の国家と衝突せざるをえないであろう。

それゆえに、われわれは資本主義の発展方向・合法性とその実現性(形態・方向・精神)とを、厳密に区別しなければならぬ。当時(一九一七年二月―七月)一方ではツァールの専制君主制にかわった共和制国家、その執行機関としてのブルジョアジーの連立政府はケレンスキーをもふくめて、社会改良を徹頭徹尾サボタージュした。他方では労働兵ソヴェートが存在する。「統制の問題全体は、だれがだれを統制するかということに、すなわち、どの階級が統制し、どの階級が統制されるかということに帰着する」⁽⁵⁾

したがって、小ブルジョアジーの代表、ケレンスキーが連立政府と手を切つて、ペトログラード・ソヴェートに帰つてくれば、「ケレンスキーの民主主義のもとでは、国家資本主義は社会主義への一歩前進である」⁽⁶⁾。国家資本主義の端初形態とその一変種である「協同組合」的資本主義における統制の意義と役割とを理解する鍵はすでに、レーニンの初期の労作『ロシアにおける資本主義の発展』に見出される。それ

によれば、元方資本が下請企業にたいする原料の支給・製品の買上げによって、下請企業を商品市場からしや断し、元方の事実上の分工場に転化する、あの分析のなかにすでにしめされている、とわたくしは考える。

ところで、貴国で新たにづくりだし、貴著において祖述されているところの、国家資本主義の初級形態とは、基本的にはレーニンによってしめされた、このような初期の国家資本主義の概念に該当するものではないでしょうか。

辭

「1、レーニンはいう。プロレタリア独裁の条件のもとにおける国家資本主義とは、『これすなわち、われわれが制限することができ、われわれがその限界を規定しようとする一種の資本主義である。』」

このような意味に解すれば、初級形態の国家資本主義が資本主義経済のなかで優位をしめるようになると、私的資本主義は全体として、事実上すでに国家資本主義の一部分に転化したといえよう。

わが国において、この国家資本主義が高級形態に発展したとき、個体経済（農業・工業・商業における個人企業―手嶋）は、

基本的には、すでに合作化（協同化―手嶋）を完了し、また国家資本主義が国民経済全体のにしめる比重がきわめて小さいところからみて、一般的には国营経済、合作社経済、国家資本主義経済の順序に配置されており、この三者は基本的にはすべて社会主義的性質のものであって、このほかになお個体経済の残存物が存在している。

2、国家資本主義の初級形態にあつては、資本の流通過程がすでに国营商業に掌握され、資本主義企業は原料購入、製品販売ともすべて国营商業のパイプを通過する。この場合、資本主義経済と個体経済とのあいだの連関はすでにしや断されているのである。国家資本主義が高級形態に発展してしまふと、その作用は大体において国营経済に接近したものとなる。」

手嶋

レーニンはこう云っている。「もし小ブルジョアが他の階級的要素に服従するならば、国家資本主義に服従するならば、自覚した労働者は双手をあげて歓迎しなければならぬ。なぜなら、ケレンスキーの民主主義のもとでは国家資本主義は社会主義への一步前進であり、ソヴェト権力のもと

では、社会主義の四分の三であらうから——なぜなら、国家資本主義の諸企業の組織者である人間を、自分の助手にするこ
とができるからである。⁽⁷⁾」

レーニンはこのようにのべているが、「社会主義の四分の三」とは、国家資本主義は事実上の社会主義セクター——国営経済に転化するということの別の表現なのか、それとも、もっと具体的に国家資本主義企業のなかでの資本持分、したがってまた利潤配分が、国家・労働者三、私的資本家一、という内容を意味しているのか。

薛 「いわゆる「四馬分肥」とは形象化した云い方である。

一九五三年十月に規定した「四馬分肥（四頭の馬がそれぞれ肥える）」の方法は、すなわち企業の正当な利潤を国家の所得税・企業積立金・職員労働者の福利奨励金・資本家の配当金と割増配当金（管理人報償金をふくむ）等、四つの部面に分配し、資本家側のうける配当金と割増配当金は、企業利潤の二五％前後である。（このような、利潤の約四分の一に相当する配分は、はたしていかなる基準にもとづくものか——手嶋）。

一九五〇年の「私営企業暫行条例」のさだめる利潤配分方

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題（手嶋）

法は、すなわち、(1) 所得税納入、(2) 納税後の残額の一〇％の積立金、(3) 株式配当利息（株金の八％をこえない）、(4) もし剰余金があれば、株主にたいする割増利益配当、役員・社長・工場長等の報償金（六〇％以上）、および安全衛生設備改善基金（工鉱業企業は一五％以上）、職員・労働者福利基金と奨励金（一五％以上）、等。

資本額に応じて計算した、年一〇％、二〇％、三〇％前後の利潤をうけとることは、一九五二年六月に提出された加工外注の加工賃と商品価格計算との一つの原則である。すなわち、私営企業が政府の加工外注をひきうけ、政府が加工費または商品価格をさだめるとき、企業に当然、上記の範囲内の利潤をえさせるようにする。この利潤は、年末の決算期に上記の比率にもとづき配分するのである。」

手嶋 貴著では「四馬分肥」が、はたして国家資本主義の中級形態における分配方法なのか、それとも高級形態におけるそれなのか、わたくしにはよく読みとれない。なぜならば、貴著では、つぎのようにのべられているからである。

「……初級形態の国家資本主義的企业では、資本家は

利益の全部を利潤として一人じめにすることができず、そのいぢぶを獲得できるにすぎない。資本家が結局どれだけの利潤を獲得できるかは、利益分配の原則によつてさまゐる。過渡期の初期には、資本主義的企業の利益分配は、「私営企業条例」にもとづいてすすめられた。この条例は資本家のしめる利潤を初歩的に制限したものである。加工、発注とか取次販売、代理販売といった初級形態の国家資本主義が発展し、労働者による監督が確立するにつれて、剰余価値の搾取をさらに、一段と制限するため、一九五三年から「四馬分肥」といわれる方法を実施して、企業の利益をおよそ四つの面に分配することとなった。この方法は、所得税、企業の共同積立金、労働者の福利基金、資本家の利潤（配当金、割増配当金などをふくむ）の四部分にわけるのであって、資本家の利潤は利益ぜんぶの四分の一をしめるにすぎない。⁽⁸⁾

ところが、これにたいして第三節「高級形態の国家資本主義経済」では、つぎのようにのべられている。

「公私共営企業でも、利益はやはり「四馬分肥」の原則にもとづいて分配され、そのうち配当金と割増配当金

にあてられる部分は、政府側の持株と個人の持株との比率に依つて、公私のあいだに分配される。企業の利益分配のなかで、資本家のしめる比重は相対的に小さくなつてゐる。同時に、生産手段の所有制の変化によつて、利益のうち共同積立金にあてられる部分も性質がかわり、社会主義的拡大再生産にいちだんと奉仕できるようになつてゐる。……公私共営企業はすでに半社会主義的性質の経済であり、レーニンの言葉を借りれば「四分の三の社会主義」となつてゐるのである。⁽⁹⁾

貴著の上掲ふたつの国家資本主義における利潤分配形態には明確な区別がないように見うけられる。これについて、意見をおうかがいしたい。

薛 「四馬分肥」は、けつして国家資本主義の高級形態の特徴ではない。一九五六年に公私合営が全業種に実現したのは、分配面での特徴は「定息」（定額利息＝手嶋）である。すなわち、企業利潤の多少にかかわらず、資本家は毎年、資本金に依つて、企業より五%の株式利息をうけとる。

「四馬分肥」は利潤分配の一つの方法であつて、レーニン

がいった「社会主義の四分の三」とやや異っている。レーニンがいったのは、国家資本主義の性質の問題である。」

以上で、国家資本主義にかんする、わたくしの質問と薛暮橋の回答とおわるが、なお「四馬分肥」と「定息」とにおける利潤分配の根拠は、私見によれば、いずれも私的資本家の資本金に応じた分配方法をとっているかぎりでは、それは株式の利潤請求権としての資本主義的形式であるが、その利潤分配を承認するプロレタリアートの国家の側では、社会主義の生産力の発展に私的資本家が寄与することにたいする一種の報償金とみなしているのであるから、利潤分配の根拠はあきらかに資本主義でのそれとは本質的に変化しているのではなからうか。われわれは、これについて、さらに研究をふかめなければならない。

なお、このほか二、三の問題について、薛氏の回答だけを参考までに訳出・紹介しておこう。

薛「1、中国においては、過去に商業資本と家庭手工業とのあいだには承包関係があつたが、しかしそれはあまり発達していなかった。農業合作化の過程で、農村は供給合作社

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題

(手嶋)

(購取協同組合―手嶋)をつつた。それは農村家庭工業に、必要な工具と原料とを供給し、その製品をうりさばき、逐次、商業資本と交替した。

2、「帮工」とは、手工業作業場のなかで徒弟以外に師傅(日本では親方とよぶ―手嶋)の仕事をつたす者をさすが、彼らは賃金労働者である。

3、中国には少数民族地区を除いては、村社(村落共同体―手嶋)は存在しない。人民公社とは農業生産合作社の基礎上に連合組織したものである。

4、水利建設事業は農業合作化の過程で、初歩的發展をとげた。一面では、それが集団経済(「個体経済」にたいする「集体経済―手嶋)の發展をうながし(水利事業は集団管理を要求する)、他面では、自然災害を防止し、農業生産を増大するのに、一定の作用をおよぼした。人民公社が成立してから、水利建設事業はさらに大きな發展をとげた。これらの意見(上掲、薛暮橋氏の回答―手嶋)は、かならずしも適切でないかもしれませんが、御参考までに。」

(1) 薛暮橋の一九六四年一月二十九日付、手嶋あての手紙。

(2) レーニン『国家資本主義論』(国民文庫)一四〇―一四一頁

七九 (七九)

一ジ。

- (3) レーニン、前掲書、二七二―二八ページ。
- (4) レーニン、前掲書、二六一―二七ページ。
- (5) レーニン、前掲書、二五―二六ページ。
- (6) レーニン、前掲書、七六―七七ページ。
- (7) レーニン、前掲書、七六―七七ページ。
- (8) 薛暮橋ほか、「中国国民経済の社会主義的改造」（北京、外交出版社）一五六―一五七ページ。
- (9) 薛暮橋ほか、前掲書、一六八―一六九ページ。

二 中国における社会主義賃金制度

の諸問題

―同一労働同一賃金の原則を中心として

1 中華全国総工会国際部あての私信の要旨

わたくしが、お尋ねしたい質問の要点は主題の設問につきるのであるが、設問の主旨を理解していただくために、以下、資本主義的賃金制度のもとの同一労働同一賃金の原則について、わたくしの見解を要約して申し上げます。

資本主義制度のもとでは、労働力が商品として資本家に売られるため、労働力の価値法則が発生し、作用する。いかな

る労働力といえども、それが商品化するかぎり、価値法則の作用からまぬがれることはできない。労働力の価値は、すでに知られているとおり、その労働力を再生産するのに必要な生活必要資料の価値によって規定される。平均的労働者の個体内にある労働能力は個体の生命の生産と再生産によって維持されるのであるから、労働力の価値＝価格は、本人費と「繁殖費」〔家族費〕「原価償却費」〔妻、未成年子女の扶養費〕として算定される。

資本主義の発展にともなって、とくに機械制大工業のもとにおける労働の単純化と労働力の需要増大にともない、後述のとおり価値の家族的分割がおこなわれ、そのことは労働力の価値に一定の変容をもたらすが、それにもかかわらず、マルクスが標準労働者の労働力の価値概念をはじめに測定したのは、たんに理論の抽象段階における労働力の価値法則としての本質を解明する必要があったばかりなく、さらに資本主義的賃金理論を実践的に応用するための布石でもあったとわたくしは理解する。

ところで、労働者種属の労働力の価値は、これが各産業部門に配置されると、価値次元でもう一步具体化されて、労働

力の市場価値に転化する。ここではじめて、労働力の個別価値がとりあげられる。

労働力の市場価値にかんする概念は、基本的にはすでにマルクスによってあたえられている。すなわち――

「賃金制度の基礎のうえでは、労働力の価値も、他のいっさいの商品と同じようにして決定される。そして異なる種類の労働力は異なる価値をもっているから、すなわち、それぞれの生産には異なる量の労働を必要とするのであるから、それらの労働力は労働市場でそれぞれ異なる価格をつけられるにちがいない。」⁽¹⁾

「労働力の生産費が、その労働の質が異なるにしたがって異なるのであるから、労働力の価値も、その労働力が使用される事業の種類が異なるにしたがって異ならざるをえない、ということである(傍点は手嶋)。」

ここで注意すべきことは、産業部門別にながった商品の使用価値を生産するのに必要な異なる量の有用労働が配分されると同時に、同一産業部門においてもまた、相異なる質・量の労働が配置されることである。労働力以外のあらゆる商品は、同一生産部面においては、おなじ使用価値をもち、そこ

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題(手嶋)

では、標準的生産条件のもとで生産された商品大量がその商品の市場価値を形成するが、労働力商品はそれ自体の個別的生産条件をもっていない。なぜならば、家庭での生活必要資料は商品化されていて、それは消費財生産部門における商品の生産に必要な社会的労働時間で規定されるからである。そこで、それぞれの生産部面に配置された労働は、その生産部面で生産される商品の使用価値の生産に適合した質量の労働として配分される。したがって、同一商品の使用価値を生産する有用労働についてみれば、標準的生産諸条件の企業における、平均程度の緊張度・慣行的強度によって支出される平均的熟練度・技能度の労働によって労働力の市場価値が実証されるであろう。マルクスは労働力の市場価値の実現について、つぎのようにのべている。

「需要と供給とがたがいに均衡し、したがって作用しなくなる瞬間に、ある商品の市場価格は、その現実の価値と、すなわちその市場価値(傍点は手嶋)がそれをめぐって動揺する標準価格と一致する。だから、その価値の性質を研究するにあたっては、われわれは需要供給の市場価格におよぼす一時的影響にはなんのかわりもない。

同じことは、賃金についても、（傍点は手嶋）、他のすべての商品についても、あてはまる」⁽³⁾。

ところで、「労働者が資本家に提供する『使用価値』は、実は労働者の労働力ではなく、労働の機能たる一定の有用的労働、すなわち裁縫労働・製靴労働・紡績労働などである。同じ労働が他の一面からみれば、一般的価値形成的要素だということは、労働を他のすべての商品から区別づける一属性であるが、普通の意識の領域外のものである」⁽⁴⁾。

そして、「労働力は、その発現においてのみ自らを實現し、労働においてのみ自らを實現する」⁽⁵⁾。

おなじ有目的労働が同時に価値形成要素となり、必要労働と剰余労働、必要価値と剰余価値との二者対抗性を内包していること、しかも労働力の実現と実証とが、おなじ労働の支出として同時におこなわれること、このことは、一方では、労働力商品が他の商品とは異り、消費されたあとで労働の対価として賃金の支払をうけ、他方では、労働力の価格が労働の価格として、不払労働もまた支払労働として倒錯現象をひきおこす要因をなす。

このようにして、労働力の価値法則を基礎として形成されるブルジョアの平等の原則、いいかえると「同一労働同一賃金」の原則が、労働者の権利を構成する。すなわち「生産者の権利は、彼の労働給付に比例する。平等は平等な尺度、すなわち労働で測定される点にある」（マルクス）。

さて、労働において実証される労働力の個別価値の格差は、労働過程では複雑労働と簡単労働（熟練労働と不熟練労働）、重労働と軽労働として実存するが、それらの労働はすべて社会的平均労働＝簡単労働に還元され、換算される。各種の労働間の比率は、マルクスの引用によれば、労働者の体内における一定の化学的变化によって測定されるものである。

『ある人が二十四時間中で遂行した労働の分量は、彼の身体に生じた化学的諸変化を試験することによってほぼ確かめることができよう。ただし、物質における形態の変化は、それに先だつ運動力の行使の指標だからである』⁽⁶⁾（グローヴ『自然的諸力の相互関係について』（ロンドン、一八四六年））

それは、おそらく今日、自然科学の領域でおこなわれている基礎代謝率（ $R \cdot M \cdot R$ ）労働にともなう生ずる労働者の体内

での酸素と炭酸ガスとの質量交換」とか、チラツキ値（フリッカー・テスト、一労働によって生ずる視力検査、大脳の疲労度と視力の疲労度とは一定の対応関係がある）のごときものである。もっとも、各種労働間の比率は一部は社会的慣行としてのこざれ、あるいは資本主義的生産の諸条件によって慢性的疲労におちいった労働者の状態によって逆転させられることもある（たとえば縫織工としての高度労働が煉瓦積工の粗雑な重労働より低く評価される等々）。

資本家は労働力の所有者としての労働者から、労働力商品を購入し、生きた労働を生産手段と合体させる。ここに労働過程がはじまり、その労働が資本の一生産要素の機能として価値形成・価値増殖過程に奉仕させられる。

叙上のとおり、労働力商品が資本に合体され、資本の生産要素に転化した瞬間から、労働力の価値・価格は「労働の価値・価格」、したがって「労働賃金」に転化する。そして、そこから諸種の変化が発生する。労働時間の延長による残業手当、労働の緊張度・強度の増大・労働の生産性の向上による報償金^{ボーナス}、等の割増賃金、あるいは労働時間の短縮による賃金切下げ等。さらにまた、労働力の価値の家族的分割がおこな

われれば、労働者種属全体の平均家族費は、家計補充のため、出稼ぎにでた妻と未成年工の分だけ控除され、引き下げられる。労働者家族の賃金収入総額は家族の出稼ぎによって増加しても、妻の出稼ぎによって家庭用品がいつそう商品化し、それだけ完成消費財の購入による家計支出が増加し、それだけ家計収入の増加が相殺される。

労働市場においては、このほかに賃金切下げの社会的条件として、性別・年令別・国籍別の不当な賃金格差が生ずる。女子は階級社会における歴史的社会的条件に制約されて、精神的・肉体的資質の萎縮があり、その結果として、男子労働者と女子労働者との労働能力の平均的水準に格差が生ずることともありうる。同様の格差は成年労働者と未成年労働者とのあいだにも生じうる。しかし、現実の労働市場では、同一労働にもかかわらず、性別・年令別・国籍別格差が、資本によって賃金の不当な格付けに利用される。

かくして、資本主義的賃金制度のもとにおいては、資本蓄積の法則に規定されて賃金法則の作用が一定の修正をうける。そして、労働者階級はこれにたいして、同一労働同一賃金の原則を根拠として資本と対抗する。

同一労働同一賃金の原則について、F・エンゲルスはいう。

「公正な労働日とは、一日のうちには労働者の全労働力を消耗するけれども、翌日とそれ以後におなじ量の労働をはたす能力を彼からうばうまでにはならない労働日の長さで、遂行される労働の強度とをさすのである。」⁽⁷⁾

「公正な賃金とは、正常な事情のもとで、労働者が彼の環境やその国の標準的な生活水準にしたがって、自分の労働能力を維持し、その子孫を存続させてゆくのに必要なだけの生活資料を労働者が入手するに要する額のことである。」⁽⁸⁾

同一労働同一賃金の原則は、資本主義の賃金法則を基礎としていのであるから、その当然の結果として、賃金要求の実現は法則の打破ではなく、法則の貫徹を意味する。F・エンゲルスによれば、――

「賃金法則は労働組合の斗争によっては打破されない。反対に、それはこの斗争によって貫徹させられるのである。労働組合という対抗手段がなければ、労働者は賃金制度の定めによって当然うけとるべきものさえ、けつしうけとれないであろう。ただ労働組合という威嚇を目

のまえにつきつけられたときだけ、資本家は労働力の完全な市場価値（voller Marktwert―傍点は手嶋）を労働者に支払うように強制されるのである。」⁽⁹⁾

社会主義的賃金制度のもとにおいては、その目的・内容ともに資本主義のそれとは本質的に異なるが、労働を共通の客観的尺度とする同一労働同一報酬の原則がブルジョアの平等の原則として社会主義にひきつがれる。

そこで、たいへん前置が長くなりましたが、以下の五点について御教示をうけることができれば幸甚であります。

- 1、労働力の再生産費は、いかなる基準ではかられるか。
- 2、労働の質と量（たとえば、高度労働と単純労働、重労働と軽労働、または肉体労働と精神労働）との格差はいかなる基準ではかられるか。
- 3、社会主義賃金制度のもとで、上掲の1と2とをいかに統一するか。
- 4、産業部門別の賃金格差をいかなる基準で算出するか。
- 5、社会主義的蓄積促進のためにとられる賃金政策のヴァリエーションについて。

いうまでもなく、貴国とわが国とは社会経済制度が根本

的に異なるから、貴国の知識と経験をそのまま資本主義賃金制度に移植し応用する可能性はまったくありません。したがって、御回答の要点を、主として同一労働同一賃金の原則の適用についての技術的諸問題、および両賃金制度の比較研究に資したいのが、わたくしの質問の主旨であります。

2 中華全国総工会国際部よりの返信(一)

「あなたよりいただいたお手紙のなかで、質問されている賃金問題は、われわれお互いの国情が相違していますから、あなたが質問されている、たとえば、「まだ結婚年令にたっていない労働者の家族費は、妻のほか(未成年の)子供二人として計算されているかどうか」という問題は、わが国にはありませんから、お答え申し上げることがたいへんむずかしい次第です。ですから、ここでは、わが国の賃金政策と賃金制度を以下のとおり御紹介申し上げます。あなたのお役にたてば幸いです。

△われわれの国家の賃金政策▽

わが国社会主義の企業・事業および国家機関にあつては、

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題(手嶋)

労働者の賃金問題は、以下のとおり三つの基本原則にしたがつて処理しています。

第一に、生産の発展と労働生産性の向上を基礎として、しだいに職工(職員と現場労働者の章(手嶋))の賃金をひき上げ、また労働者の物質的および文化的生活を改善する。職工の賃金水準は、生産の発展と労働生産性の向上にしたがつて高めてゆき、そして労働生産性の向上テンポはまた賃金の増加テンポをかみはず上廻らなければならない。

第二に、国家の経済建設の要請と国家の工業化政策とを根拠として、差等賃金を規定する。われわれの国家は、まさに社会主義建設を遂行する途上にあり、国家の工業化をまだ実現していない。このような建設期にあつては、主要経済部門と主要経済地区の発展を促進できるように、賃金を組む必要がある。それゆえに、重工業部門の賃金にたいしては、或る程度、高い目にきめなければならないし、内地の重点的建設地区の工業にたいしても比較的高い賃金をさだめなければならない。そうすることは、社会主義の労働に応じて報酬をうけとるという原則に合致するのみならず、また国家の建設事業にたいしてもきわめて有益である。

第三に、社会主義の労働に應じて報酬をうけとる原則を一

歩つて実現し、賃金についての平均主義と過度の高低格差との現象に反対する。労働に應じて報酬をうけとることは、職工が労働の質と量ともとづいて賃金をうけとることであり、技術が高く、労働のすぐれている者はうけとる賃金もまた多い。労働者が同一時間内におなじ量と質の生産物を生産すれば、性別、民族および種族の差別なしに、おなじ報酬をうけとる。このことは、すなわち解放前、おなじ作業をする女子労働者の賃金が男子労働者の賃金より低く、中国人の賃金が外国人の賃金より低い等の、はなはだしい同一労働差別報酬の現象を根本的に改革した。賃金問題を処理するうえで、同一労働に應じて報酬をうけとるという原則をつらぬく必要は、賃金の平均主義に反対しなければならぬだけでなく、賃金の高低における不当格差にも反対しなければならぬいからである。賃金の平均主義とその高低における不等格差とは、すべて社会主義の原則にあわなしいし、合理的でないからである。もしこの二面に注意をほらわす、またこれを未然に防止しないならば、そのことは労働者の技術・業務をたかめ、また生産への積極性の増大をさまたげることになり、国家の建設事

業に好ましくない影響をあたえることになる。

△賃金等級制度▽

わが国の工業企業における労働者のあいだでは、一般に八等級賃金制度がしかれている。八級労働者の賃金基準は一級労働者の二・五倍から三・二倍に等しく、各級賃金の標準偏差は一四%から一八%までである。このようにして、はじめて労働者の積極的学習を奨励し、文化・技術をたかめ、生産への積極性を充分に發揮し高めることが可能となる。しかし、或る産業の労働者（たとえば紡績労働者）のあいだでは、八等級賃金制度はおこなわれず、直接に各種の作業に應じて規定された基準を採用している。このような規定は、賃金をしてこの産業における生産上の特徴に適合させることができるし、また労働に應じて報酬をうけとるという原則を非常によく貫徹することができる。企業・事業および国家机关における技術員と職員には、職務の相違によって賃金基準を規定している。国民経済における各産業の重要性が相異なり、技術の複雑度と労働条件等の相違もまたあるところから、各産業部門の賃金には一定の差等が存在する。たとえば、遼寧省の各産業における生産労働者の最高賃金を基準としてみれば、製粉業

を一〇〇として、建築業は一・二二・五五、機器工業は一・三七・九三、電力工業は一・四二・〇四、鉄鋼・炭礦業は一・四六・四二の割合である。わが国の労働者は賃金基準によってうる収入のほかに、なお奨励金と各種の手当をもうることができ、それゆえに、労働者が毎月実際にうけとる賃金収入は、一般に基準賃金を上まわっている。⁽¹⁰⁾」

中華全国总工会国際部よりのわたくしあて返信の抜萃は以上のとおりである。国際部が未知の外国人であるわたくしにたいして、懇切な回答をよせられたことに深い感謝の意を表したい。この回答は、社会主義賃金制度の本質を理解するうえで、いくたの貴重な示唆をふくんでいる。

社会主義賃金制度は社会主義的蓄積と拡大再生産の一環として規定されており、これはまた社会主義の基本的経済法則によって規定されている。とりわけ、同一労働同一報酬の原則からの偏向としての平均主義と差別主義を克服しながら、同時に精神労働と肉体労働との対立をしないで発展的に解消してゆく賃金制度は、われわれにたいして貴重な示唆をあたえてくれる。

中国における国家資本主義・賃金制度にかんする諸問題（手嶋）

しかし、この回答は平均労働者の家族のうち未成年子弟の扶養費が基準賃金の算定のうえで、いかにとりあつかわれているのか、についてはかならずしも明らかにしていない。乳児と未成年子弟の養育費は、はたして国家保障をうけているために賃金計算から除外されているのかどうか。また、労働の格付けの科学的基準が肉体労働の差等、肉体労働と精神労働との差等を決定するにあたって、いかに設定されているのか、よくわからなかった。

そこで、これらの諸点について、ふたたび質問の手紙を国際部あてに送ったところ、つぎのような返信をうけとった。

3 中華全国总工会国際部よりの返信(二)

「あなたのお手紙によって、あなたがわが国の賃金問題にたいへん関心をもたれ、とくに興味をもたれているのが、賃金制度を制定するにあたっての技術上の諸問題であることがわかりました。あなたも御承知のとおり、いかなる賃金形態と賃金制度を採用するかは、まず国家の社会制度によって決定されます。

われわれの国家は社会主義国家であり、われわれの分配原則は社会主義制度の「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配をうける」という原則を採用している。そして、この分配原則はまた、中国共産党の出した総路線とその基本方針、政策にしたがって貫徹される。わが国工業企業の賃金制度は、まさにこの原則に即して制定されたものである。

あなたのお出しになった諸問題については、わが国の具体的状況にもとづいて、以下のとおり説明いたしますが、われわれはおたがいに国家の状態を異にしていますから、これらの諸問題についての説明が、あなたの御要望にそえるかどうかわかりません。

第一点について。

わが国工業企業における八等級賃金制の一級賃金率は企業労働者の最低賃金である。国家が最低賃金をきめるとき、労働者の生活上の必要を考慮すると同時に、国家はまたそのときの政治経済情勢をも考慮にいれる。国民経済の発展にしたがって、賃金水準を一步づつたかめ、一級賃金とその他各級の賃金をおなじようにひき上げる。最初は、労働者の最低賃金（一級賃金）は、本人をふくめて三人分をやしなうことがで

きたが、現在ではすでにそれ以上に引上げられ、将来はまた大巾の改善がなされるであろう。そのほか、われわれの原則は「同一労働同一報酬」であり、けっして個人の家族人口の多少にもとづいてきめられるのではない。それゆえに、独身労働者と家族持労働者とが同一等級であれば、おなじように同一の報酬をうけとる。

第二点について。

われわれが労働者の最高と最低との賃金の倍数を確定する根拠は、1、労働の繁重の程度、2、労働者の技術の習得を促進し、作業能力を高めること、3、なお当面の賃金状況を考慮し、また国家の規定した賃金計画を厳格にまもること、等々である。われわれは、生産過程における人と人との関係にあつては同志的協同の関係にある。したがって、われわれは賃金等級制度を制定するにあたっては、これまで生産に役立つ、また職工（職員と現業労働者の意―手嶋）の団結に役立つような原則より出発してきたし、すでに平均主義に反対し、また不当な高低格差に反対してきた。そのため、賃金の高低における倍数上の多少は、すべて絶対的なものではないし、また固定不変のものでもない。今後、社会主義の発展につれ

て、職工はさらに生産をたかめ、また人民の生活をさらに改善し、労働者の賃金格差を今後一歩づつ縮小する(しかし、労働者の賃金収入は逆にたえず上昇するが)決意をもっている。それとともにわれわれが、将来、共産主義へ移行すれば、それに適合するのは、必要に応じて分配することである。

現在、わが国のいくつかの主要産業における労働者の現行賃金倍数は、

- 鉄鋼・冶金・炭礦……三・二倍
 - 機器製造業……三・〇倍
 - 製紙業……二・八倍
 - 食品業……二・六倍
- 第三点についで。

いま、われわれが実施しているのは八等級賃金制であり、一級と八級とにたいして一定の倍数をさだめ、また等級比増の方式をもって級差を規定し、したがって四級と五級とはおのずから、いわゆる「中級賃金」を形成している。

天津における若干の産業をえらんで賃金等級表を作成し、御参考に供すれば――

1. 機器製造業

等級	1	2	3	4	5	6	7	8
指数	1.00	1.17	1.37	1.60	1.87	2.19	2.57	3.00

級差(%)	17	17	17	17	17	17	17	17
-------	----	----	----	----	----	----	----	----

2. 製紙業

等級	1	2	3	4	5	6	7	8
指数	1.00	1.16	1.35	1.57	1.82	2.11	2.45	2.85

級差(%)	16	16	16	16	16	16	16	16
-------	----	----	----	----	----	----	----	----

3. 食品業

等級	1	2	3	4	5	6
指数	1.00	1.146	1.315	1.505	1.725	1.977

級差(%)	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6
-------	------	------	------	------	------	------

2.066 2.60

14.6 14.6

第四、五、六点についで。

これらの諸問題は、すべて企業職員の賃金制度にかんするものである。われわれの企業の指導員、工程技術員、および職員の賃金は、すべて、労働に応じた分配の原則にもとづ

き、彼らの担当する職務・責任・および貢献度の大小によって賃金を規定するものである。賃金をきめるときに、なお労働者の賃金関係についても、不当な高低格差がつかないよう配慮し、国家機関と事業単位との職員の賃金関係についても、格差が大きくならないように配慮している。このようにすれば、さらに上下、左右のあいだの団結に役立つであろう。

同様にして、職員相互間、職員と労働者とのあいだの賃金格差もまた絶対的なものではなく、固定不変のものではない。⁽¹¹⁾

この回答によって、わたくしは中国における社会主義賃金制度の本質と同一労働同一報酬の原則にかんする具体的状況とについて、貴重な示唆をうけることができた。ここに掲げられた八等級賃金表をみると、級差がほぼ等差級数になっており、最高・最低の格差が約三倍であることがわかる。わたくしの推定によれば、この等級制定にあたっては、ソ連邦の賃金制度を参考にして賃率表の作成がおこなわれているのではないかと思う。

等級制賃金計算の基礎に家族費がま、ったくはいらぬのは

なぜか。妻と扶養を要する子供の平均数が労働力の再生産費にまったく算入されないのは、妻の就業の機会均等と子供にたいする国家保障があたりえられるからなのか。政策的要因はべつとして、労働格差の科学的測定は、いかにおこなわれているのか。これらの諸問題は、わたくしにはなお未解決のままのこされているように思われる。

(1) マルクス『賃金・価格および利潤』（国民文庫、一九四ページ）。

(2) マルクス、前掲書、一九三ページ。

(3) マルクス、前掲書、一七三—一七四ページ。

(4) マルクス、『資本論』、K(3)（国民文庫）、八四七ページ。

(5) マルクス、K(2)、三二〇ページ。

(6) マルクス、K(3)、八二八ページ。

(7) マルクス『エンゲルス選集、②下、四〇八ページ所収、F

・エンゲルス「公正な労働にたいする公正な賃金」。

(8) F・エンゲルス、前掲書、四〇八ページ。

(9) "Karl Marx und Friedrich Engels über die Gewerkschaften", 1953, s. 214.

(10) 中華全国総工会国際部、一九五九年一月二十七日付、手嶋

あての手紙。

(11) 中華全国総工会国際部、一九五九年十一月二十六日付、手嶋

あての手紙。